

## 「重度訪問介護」重要事項説明書

本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### 目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業日
5. 職員体制
6. サービスの内容
7. 利用料金
8. サービスの利用手順
9. 緊急・事故発生時の対応方法
10. サービス実施の記録
11. 損害賠償保険への加入
12. 苦情の受け付け
13. その他

社会医療法人財団 天心堂  
天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ  
戸次事業所  
当事業所は大分市の指定を受けています  
・ 重度訪問介護

## 1. 事業者

名称	社会医療法人財団 天心堂
所在地	大分市大字中戸次字二本木 5956 番地
電話番号	(097) 597-4535
代表者氏名	河村 忠雄
設立年月日	1980 年 9 月 1 日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	重度訪問介護 平成 18 年 10 月 1 日指定 4410100129 番号
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、サービスを提供します。
事業所の名称	天心堂ホームヘルパーステーションたんぼぼ 戸次事業所
事業所の所在地	大分市大字中戸次字寺ノ内 5111 番 1
電話番号	(097) 597-4788
管理者氏名	古庄 達彦
事業所の運営方針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基本理念に添って、利用者が心身ともに健やかに育成され又その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるように支援することを基本に、サービスの提供に努めます。
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 平成 12 年 4 月 1 日指定 4470103831 番号 居宅介護 平成 18 年 10 月 1 日指定 4410100129 番号 同行援護 平成 23 年 12 月 1 日 指定 4410100129 番号 行動援護 平成 21 年 6 月 15 日指定 4410100129 番号 移動支援 平成 18 年 10 月 1 日指定 4460100110 番号

## 3. 事業実施地域

大在・坂ノ市・佐賀関・野津原地域を除く大分市内  
上記地域以外の方でご希望の方はご相談ください。

## 4. 営業日及び提供時間帯

月～金曜日：8 時 30 分～17 時 30 分

土曜日：8 時 30 分～12 時 30 分

日曜日・祝祭日については要相談とする。

※年末年始による休業日は 12 月 30 日から 1 月 3 日まで

※上記の営業日・提供時間の他、緊急時は電話等により連絡可能な体制とする。

## 5. 職員体制

1. 常勤介護福祉士 6 名以上 (内 4 名サービス提供責任者として配置)

2. 訪問介護職員 40 名以上

## 6. 重度訪問介護サービス内容

当事業所では、「重度訪問介護計画」を定めてサービスを提供します。

「重度訪問介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向及び心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意を戴くとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由であって、常時介護を必要とされる方が対象になります。具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 二肢以上に麻痺等がある。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもできる以外と認定されている。

- ① 身体介護(利用者の身体に直接援助を行うものです。その援助に伴う必要な準備、後片付け等一連の動作を含みます。)

食事介助	食事姿勢の確保、本人のペースに合わせた摂食介助、終了後の本人の清潔確保など
入浴介助	入浴の為の衣服の着脱、浴室までの移動、洗身、洗髪、整髪など
排泄の介助	オムツ交換、尿びんの使用、トイレへの移乗、移動、排尿、排便介助、陰部の清潔の確保など。
更衣介助	寝間着、普段着、外出着等の着替え、また発汗、汚れなどによる着替え時の衣類の着脱など
身体の清潔介助	清拭・洗髪・洗顔・歯磨き・爪切り・身体整容など
その他	体位変換・水分補給など

※ 医療行為は致しません。

- ② 家事援助(身体介護以外の掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(その援助に必要な一連の行為を含む)です。利用者が単身の場合や、家族が障害・疾病等の為、家事を行うことが困難な場合に支援するものです。

一般的な調理、配下膳	調理・配膳・下膳・後片付けなど。 利用者以外の調理、来客の応接、行事のために特別な手間をかけて行う調理等は対象となりません。
衣類の洗濯、整理、被服の補修	衣類・寝具の洗濯・乾燥・取り入れ・アイロンがけ・収納・簡単な補修(ボタン付けなど)・季節衣類入れ替えなど 利用者以外の洗濯、補修は対象となりません
生活必需品の買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
掃除、整理整頓、ベッドメイク	利用者が専ら使用する居室内、トイレの掃除、ゴミ出し、布団干し、シーツ交換、布団カバー交換など。
育児支援	育児する親が障害のために十分に子供の世話ができない場合のみ、沐浴、授乳、離乳食づくり等の乳幼児(概ね就学前)の世話など
その他	コミュニケーションの介助として郵便物、回覧板等の代読、代筆など

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。預貯金通帳・カードはお預かりできません。

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 移動介助 外出における移動の介助や移動中の介護を行います。

④ その他 生活等に関する相談・助言・見守りを行います。

7. 利用料金

介護給付費の対象となるサービスの利用料金

- (1) 利用料：支給決定利用者は、介護給付費として、厚生労働大臣が定める費用の額の原則9割分が支給され、ご利用者の負担は1割負担となります。さらに、所得に応じた利用者負担上限月額が設定される場合はこの上限額が当月の負担上限額となります。
- (2) 利用者負担上限月額の詳細は、障害福祉サービス受給者証に記載されていますのでご確認ください。

適応 制度	利用時間	重度訪問介護		
		基本部分 重度訪問介護Ⅰ	重度障害者+15% 重度訪問介護Ⅱ	障害支援区分6+8.5% 重度訪問介護Ⅲ
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	1時間未満	186単位	214円	202円
	1H以上 1.30H未満	277単位	319円	301円
	1.30H以上 2H未満	369単位	424円	400円
	2H以上 2.5H未満	461単位	530円	500円
	2.5H以上 3H未満	553単位	636円	600円
	3H以上 3.5H未満	644単位	741円	699円
	3.5H以上 4H未満	736単位	846円	799円
	4H以上 8H未満	(821単位に30分増すごとに+85単位)		
	8H以上 12H未満	(1,505単位に30分増すごとに+85単位)		
	12H以上 16H未満	(2,184単位に30分増すごとに+81単位)		
	16H以上 20H未満	(2,834単位に30分増すごとに+86単位)		
	20H以上 24H未満	(3,520単位に30分増すごとに+80単位)		

## 【主な加算】

- ① 特定事業所加算Ⅱが10%加算されます
- ② 初回訪問時、初回加算が200円加算されます。
- ③ 緊急時対応加算が100円加算されます。
- ④ 上限額管理加算が150円加算されます。
- ⑤ 指定された地域のみ特別地域加算が15%加算されます。
- ⑥ 移動介護加算(下記表)が加算されます。

1時間未満	(100単位を加算)
1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)
1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)
2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)
2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)
3時間以上	(250単位を加算)

- (3) 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の重度訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。
- (4) 交通事情などにより計画時間と実際の時間とが多少異なる場合もございます。ご了承下さい。
- (5) 上記金額に加え、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- (6) キャンセル料  
原則、利用者のご都合でサービスを中止する場合であってもキャンセル料は頂きませんが、なるべく訪問予定時間の24時間前までにご連絡をお願いいたします。また、かなり悪質なキャンセルが続いた場合には、事前に利用者へ説明し同意を得た上で、別途定めたキャンセル料を頂く場合がございます。  
キャンセル料：利用料の60%
- (7) 介護給付費の対象外となるサービスの利用料金  
支給決定サービス内容の範囲を超えるサービス提供があった場合は、介護給付費の対象となりませんので、全額自費負担となります。

## 【2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合】

- ・ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められた場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

## 【利用者負担額の上限について】

- ・ 介護給付費対象のサービスは、利用者負担額の上限が定められています。
- ・ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用開始の際に、その旨をお申し出ください。

## 【サービス利用にかかる実費負担額】

- ・ サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。
  - ・ 実施地域外の地域での支援を行った際も実費をいただきます。
- ※交通費として、実施地域を越えてからの1kmあたり30円(税別価格)をいただきます。
- ・ サービスにおいてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料が必要な場合、その実費をいただきます。

※ サービス御利用時にその都度ご負担いただきます。

## 【その他費用】

- ・記録の複写費用：1枚 50円（税別価格）
- ・事故証明に関する費用：1件 1,000円（税別）

## 8. サービスの利用手順

### (1) サービス利用開始

- ① 障害福祉サービス(重度訪問介護)について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡下さい。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② 相談支援専門員よりサービス等利用計画原案を受けて、サービス担当者会議に出席の後、サービス等利用計画に基づく重度訪問介護計画が作成されます。
- ③ サービス利用が決定した場合は、契約を締結し、重度訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は、介護給付費支給決定期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ④ 重度訪問介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し 7 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破綻した場合、利用者は文書で通知する事により直ちに、この契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを 6 カ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、お支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより、ただちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただきます。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合等やむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービスを終了させていただきます。この場合、契約の 30 日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 介護給付費支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合
- ③ 利用者が死亡した場合

9. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、相談支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	①氏名	
	連絡先	
	②氏名	
	連絡先	

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、重度訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より電子もしくは紙媒体での記録で5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

※開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

11. 損害賠償保険の加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 全老健共済会

保険名 居宅サービス事業者 賠償事故補償制度

12. 苦情・虐待等の相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	古庄 達彦
電話番号	097-597-4788
受付時間	月～金曜日 8時30分から17時30分
市・県窓口	<p>(苦情)</p> <p>大分市障害福祉課 電話：097-537-5658</p> <p>大分県福祉サービス運営適正化委員会 電話：097-558-0300</p> <p>対応時間：8時30分から17時15分</p> <p>その他市町村担当窓口にご相談下さい。</p> <p>(虐待)</p> <p>大分市障害者虐待防止センター 電話：097-585-6003</p> <p>対応時間：8時30分から18時00分（土・日・祝を除く）</p>

13. その他

本重要事項説明書は、2024年4月1日から適用する。

重度訪問介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

(事業者名) 社会医療法人財団 天心堂  
(法人所在地) 大分市大字中戸次字二本木 5956 番地  
(代表者) 理事長 河村 忠雄 印  
(事業所名) 天心堂ホームヘルパーステーションたんぼぼ 戸次事業所

事業所 所在地 大分市大字中戸次字寺ノ内 5111 番 1  
名 称 天心堂ホームヘルパーステーションたんぼぼ 戸次事業所

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は契約書及び本書面により、事業所から重度訪問介護について重要事項の説明を受け同意いたしました。

利用者

〔住所〕 \_\_\_\_\_

〔氏名〕 \_\_\_\_\_ 印

家族または代理人

〔住所〕 \_\_\_\_\_

〔氏名〕 \_\_\_\_\_ 印

同意年月日 年 月 日